

一般社団法人 多摩市国際交流センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「一般社団法人 多摩市国際交流センター」（略称TIC、以下「当センター」という）と称し、英語ではTama City International Centerと称する。

(事務所)

第2条 当センターは、主たる事務所を、東京都多摩市に置く。

(目的)

第3条 当センターは、国際交流・協力活動の拠点として、市民の国際人としての意識を醸成し、地域における活動の相互連携・多文化共生を推進し、もって国際感覚豊かなまちづくりを促進することを目的とする。

2 当センターを、団体及び個人が営利を目的とし、又は宗教上の布教或は政党の宣伝活動等を目的として利用することはできない。

(事業の種類)

第4条 当センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する情報提供のための事業
- (2) 各種団体間の相互連携を促進するための事業
- (3) 国際交流に関する調査・研究のための事業
- (4) 国際交流の場を提供するための事業
- (5) 在住外国人への支援のための事業
- (6) 当センターの運営のために必要な事業
- (7) その他当センターの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当センターは、次の3種の会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

当センターの目的に賛同して入会する個人であり、社員総会における議決権を有する。

(2) 準会員

当センターの目的に賛同して入会する正会員の家族、セミナー等利用者、18歳未満の者又は学生、その他個人であり、社員総会における議決権を有しない。

(3) 賛助会員

当センターの目的に賛同し、寄付等の支援を提供する個人、法人及び団体であり、社員総会における議決権を有しない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする個人又は団体は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項の規定に係る、入会を認めないとする相当の理由があるときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、会員の種別により理事会の議決で別途定める当該年度の会費を、納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の意思表示をしたとき
- (2) 当該年度の会費を滞納し、納入の意思が認められないとき
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 第9条第1項により除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に重大な違反をしたとき
 - (2) 当センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をなしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第10条 納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 当センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上16名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事長を、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、社員総会において正会員のうちから選任する。但し、特に必要があると認められる場合は、それぞれその総数の半数未満を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 社員総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急

に選任する必要があるときは、前項の規定に関わらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会議決後の最初に開催する社員総会において承認を受けなければならない。

- 3 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 監事は、理事又は当センターの職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は当センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款及び社員総会又は理事会の議決に基づき、当センターの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 当センターの業務執行の状況を監査すること
 - (2) 当センターの財産の状況を監査すること
 - (3) 前1号及び2号の規定による監査の結果、当センターの業務、財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを社員総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
 - (5) 当センターの業務執行又は財産の状況について、理事長に意見を述べること
- 5 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は意見を述べるができる。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。但し、1回を限度として連続して再任を妨げない。

- 2 任期の定めに関わらず、任期満了となる役員を再任する必要がある場合は、その理由を明示した上で社員総会の承認を得るものとする。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第18条 当センターに顧問3人以内及び相談役3人以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者又は当センターに功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が社員総会に諮ったのち、委嘱する。

3 顧問及び相談役は、当センターの運営に関し理事長の諮問に対し答申し、又は理事会及び理事長に対して意見を述べる。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第19条 当センターの会議は、社員総会、理事会及び代表者会議の3種とする。

2 社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

第1節 社員総会

(社員総会の構成)

第20条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の権能)

第21条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(社員総会の開催)

第22条 通常社員総会は、毎年1回開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(社員総会の招集)

第23条 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法により、開催の日の少なくとも5日前までにその旨を通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第24条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(社員総会の定足数)

第25条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(社員総会の議決)

第26条 社員総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議決事項は、この定款に別途規定する事項を除き、出席した正会員の過半数をもって議決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会での表決権等)

第27条 社員総会の議事に対する表決は出席した正会員各自の意思によるものとする。

- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または議長に表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決又は委任した正会員は、当該社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第28条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別途規定する事項のほか、以下の事項について議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の事項について承認し、その旨社員総会に付議する。
- (1) 代表者会議より上程された個別事業計画の趣旨及び予算に関する事項
 - (2) 代表者会議より上程された個別事業計画の執行に係る事業報告及び決算に関する事項

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、開催する。

- 2 理事長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、理事長が必要と認めた場合には、あらかじめ通知しない事項についても議決することができるものとする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 理事会の議事に対する表決は各理事の意思によるものとする。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が、記名、押印又は署名しなければならない。

第3節 代表者会議

(代表者会議の構成)

第38条 代表者会議は、各専門部の代表及び副代表をもって構成する。

(代表者会議の権能)

第39条 代表者会議は、次の事項を行う。

- (1) 社員総会及び理事会の議決を要しない事項の議決
 - (2) 各専門部の活動状況の報告及び情報の交換
 - (3) 専門部間の協力・事業分担の調整
- 2 代表者会議、社員総会において議決した事業計画に基づき、次の事項を行う。
- (1) 各部門より提出された個別事業計画案及び予算案を調整し、これを理事会に上程する。
 - (2) 事業実施後、各部門より提出された事業報告書及び決算を確認し、これを理事会に上程する。

(代表者会議の招集等)

第40条 代表者会議の招集、開催、議事等に係る詳細は、別途理事長が理事会の議決を経て定める。

第5章 専門部

(設置)

第41条 当センターは、事業を推進するために必要な専門部を置く。

- 2 専門部の名称、組織、その他必要な事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(構成)

第42条 専門部は、正会員及び準会員をもって組織する。

- 2 各専門部において、その専門部に属する正会員のうち1人を代表、若干名を副代表とする。

(選任等)

第43条 代表及び副代表は、各専門部において、その専門部に属する部員の互選とし、理事長がこれを承認する。

(職務)

第44条 代表は、当該専門部を統括し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第45条 代表及び副代表の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した代表及び副代表の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 代表及び副代表は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第46条 代表及び副代表が欠けたときは、当該専門部は遅滞なくこれを補充しなければならない。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第47条 当センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な事務局スタッフを置く。

3 事務局長及び事務局スタッフの業務は有償とする。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び事務局スタッフの任免及び処遇は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 事務局長及び事務局スタッフの採用及び勤務条件等は別途定める「事務局運営要綱」による。

第7章 資産

(構成)

第50条 当センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 委託金
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(管理)

第51条 当センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別途定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第52条 当センターの会計は、次に掲げる原則に従って行わなければならない。

- (1) 予算準拠の原則
- (2) 真実性の原則
- (3) 明瞭性の原則
- (4) 継続性の原則

(事業年度)

第53条 当センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第54条 当センターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第55条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第56条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第57条 予算成立後によむを得ない事由により既定予算の追加又は更正の必要性が生じたときは、社員総会の議決を経て、これを追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第58条 当センターの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、剰余金の分配を行うことができない。

(臨機の措置)

第59条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第60条 当センターの定款の変更は、社員総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第61条 当センターは、やむを得ない諸事情により存続が困難となったとき、当センターを解散する。

2 当センターが解散するときは、次の事項を充たさなければならない。

- (1) 社員総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決
- (2) 正会員総数の4分の3以上の承諾

(合併)

第62条 当センターの設立趣意・目的に照らし、業務の発展、体制の強化並びに地域的拡大を図るため、必要と認められるときは、他団体と合併する。

2 当センターが合併するときは、次の事項を充たさなければならない。

- (1) 社員総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決
- (2) 正会員総数の4分の3以上の承諾

3 当センターの会員は合併後の新団体における会員としての資格及び権能を承継するものとする。

(清算人の選任)

第63条 当センターが解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第64条 当センターが清算したときに有する残余財産は、多摩市に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 65 条 当センターの公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に、掲示する方法により行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 66 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

以 上